

黒部市民病院奨学金貸与要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、黒部市民病院奨学金貸与規則（平成31年黒部市規則第23号）（以下「規則」）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 規則第5条に規定する奨学金貸与申請書及びこれに添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書類	様式	提出期限
奨学金貸与申請書	様式第1号	9月末
富山県看護学生修学資金貸与決定通知書	写し	
住民票（本籍の記載があるもの）	—	

(保証人)

第3条 規則第6条第1項の規定により奨学金の貸与を受けようとする者が立てなければならない保証人は、2人とする。

2 前項の保証人は、奨学金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担する能力を有する者であって、そのうち1人は申請者と生計を別にする者でなければならない。

(奨学金の貸与の決定等)

第4条 市長は、奨学金の貸与を決定したときは、奨学金貸与決定通知書(様式第2号)を申請者に交付する。

2 申請者は、前項の奨学金の貸与決定通知を受けたときは、20日以内に誓約書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(奨学金の貸与)

第5条 奨学金は、毎年2回貸与する。

2 規則第8条の規定により奨学金の貸与を停止された者が、停止を受ける月に係る奨学金の貸与をすでに受けているときは、その金額は、当該停止の理由がやんだ月の翌月以降の奨学金として貸与したものとみなす。

(在学証明書の提出)

第6条 奨学金の貸与を受けている者は、毎年4月末までに在学証明書を市長に提出しなければならない。

(奨学金借用書の提出)

第7条 奨学金の貸与を受けている者は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に定める日までに、保証人と連署の上、奨学金借用書(様式第4号)

を市長に提出しなければならない。

(1) 当該養成施設を卒業する場合 その卒業する日

(2) 当該修士課程を修了する場合 その課程を修了する日

(3) 規則第7条第1項第1号及び第2号の規定に該当して奨学金の貸与を取り消された場合 その奨学金の貸与の取消しを受けた日から7日を経過する日

2 保証人は、奨学金の貸与を受けている者が養成施設又は修士課程に在学中に死亡したときは、直ちに奨学金借用書を市長に提出しなければならない。

(奨学金の返還)

第8条 規則第9条第1項及び第2項の規定により奨学金を返還する者は、奨学金を返還すべき事由の生じた日から20日以内に奨学金返還計画書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

2 規則第9条第2項の奨学金の返還額を算定する場合において、当該算定をした額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(奨学金返還猶予申請)

第9条 規則第10条に規定する奨学金の返還の猶予を受けようとする者は、同条各号に該当する事由の生じた日から30日以内に奨学金猶予申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(返還の猶予期間)

第11条 規則第10条第8号の規定により奨学金の返還を猶予する期間は、1年以内とし、更にその事由が継続するときは、申請により3年を限度として1年ずつ猶予の期間を延長することができる。

(奨学金返還免除申請)

第12条 規則第11条に規定する奨学金の返還の免除を受けようとする者は、同条第1項各号又は第2項各号に該当する事由の生じた日から30日以内に奨学金返還免除申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(返還の免除)

第12条 規則第11条第1項第1号から第4号までに規定する別に市長が定める期間は、貸与を受けた期間とする。

2 市長は、奨学金の返還の免除を決定したときは、奨学金返還免除決定通知書(様式第8号)を申請者に交付する。

(従事期間の計算)

第13条 規則第11条第1項第1号から第4号までに規定する看護職員の業務に従

事した期間を計算する場合においては、看護職員の業務に従事することを開始した日の属する月から終了した日の属する月までを算入するものとする。

- 2 前項の期間を計算する場合において、当該期間中に育児休業、休職、停職その他これらに準ずる休業(以下この項において「育児休業等」という。)の期間があるときは、育児休業等の期間の開始の日の属する月から終了の日の属する月までの月数を控除するものとする。ただし、育児休業等の期間が終了した月において、再び育児休業等の期間が開始したときは、その月を1月として控除するものとする。

(届出)

第14条 奨学金の貸与を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに市長に届け出るものとする。

- (1) 退学し、休学し、又は復学したとき。
- (2) 退学又は停学の処分を受けたとき。
- (3) 奨学金の貸与を受けた者又は保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。
- (4) 奨学金の貸与を辞退しようとするとき。
- (5) 修学に堪えない程度の心身の故障が生じたとき。
- (6) 看護職員の免許を取得したとき。

- 2 奨学金の貸与を受けている者が死亡したとき、又は自ら第1項の規定による届出をすることができないときは、その保証人が届出をするものとする。

(延滞利息の割合)

第15条 規則第12条に規定する延滞利息の割合は、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.2パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、奨学金の貸与に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。